

明石市告示第24号
平成29年1月30日

明石市長 泉 房 穂

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により、次のとおり公示する。

記

1 中間検査を行う区域
明石市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物を中間検査を行う建築物とする。

- (1) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）で、床面積の合計が50平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの
- (2) 法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める特定工程及び特定工程後の工程とする。

建築物の 区分	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
	基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
	特定工程	特定工程後の 工程	特定工程	特定工程後の 工程
木造又は木造と木造以外の構造を併用する構造のもの	基礎（基礎ぐいを除く。以下この表において同じ。）に鉄筋を配置する工事の工程（地階を除く階数が2以下である建	基礎に配置された鉄筋をコンクリートで覆う工事の工程	柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事）の	壁の外装又は内装工事の工程

	建築物に係るものを除く。)		工程	
鉄骨造のもの	同上	同上	1階の鉄骨の建て方工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装若しくは内装工事の工程
鉄筋コンクリート造のもの	同上	同上	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の床版及びはりの取付け工事)の工程	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートで覆う工事(当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付け工事)の工程
鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	同上	同上	1階の鉄骨の建て方工事の工程	柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程
上記以外の構造のもの	同上	同上	なし	なし
<p>備考</p> <p>1 この表において「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により、建築物を建築する工法をいう。</p> <p>2 中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は1の中間検査を行う建築物の工事の工区を分けた場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、木造の工事の工程が含まれるものは木造の工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。</p>				

4 適用の除外

- (1) 法第18条の適用を受ける建築物
- (2) 法第85条の適用を受ける仮設建築物
- (3) 法第68条の20第1項(法第68条の22第2項において準用する場合を含む。)に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の

規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成24年明石市告示第126号は、廃止する。
- 3 この告示は、平成29年4月1日以降に、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた建築物について適用する。なお、同日前に確認の申請がなされた建築物については、平成24年明石市告示第126号に定めるところによる。